

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>《省略用語例》</p> <p>この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。</p> <p>措置法……………租税特別措置法（昭和32年法律第26号）</p> <p>措置法令……………租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）</p> <p>措置法規則……………租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）</p> </div> <p>[措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係]</p> <p>70-1-1~70-1-13 (省略)</p> <p>70-1-14 「同日までにその公益を目的とする事業の用に供しない場合若しくは供しなくなった場合」の意義</p> <p>[措置法第70条第3項((公益信託の信託財産として相続財産を支出した場合の相続税の非課税))関係]</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>70-3-1 (省略)</p> <p>70-3-2 <u>公益信託認可等を受けなければならない場合の「支出」及び「受入れ」の時期</u></p> <p>70-3-3 <u>措置法第70条第2項の規定の取扱いの準用</u></p> <p>[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係]</p> <p>70の3-1~70の3-11 (省略)</p> <p>70の3-12 (省略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(同左)</p> <p>[措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係]</p> <p>70-1-1~70-1-13 (同左)</p> <p>70-1-14 「同日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合」の意義</p> <p>[措置法第70条第3項((特定公益信託の信託財産として相続財産に属する金銭を支出した場合の相続税の非課税))関係]</p> <p>70-3-1 <u>保険金又は退職手当金等</u></p> <p>70-3-2 <u>「相続又は遺贈により取得した財産に属する金銭」の範囲</u></p> <p>70-3-3 <u>相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない金銭の額</u></p> <p>70-3-4 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係]</p> <p>70の3-1~70の3-11 (同左)</p> <p>70の3-11の2 (同左)</p> <p>70の3-12 <u>(令和2年1月1日前の贈与に係る贈与者の住所又は居所を証する書類)</u></p>

改正後	改正前
<p>〔措置法第70条第1項(国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等)関係〕</p> <p>(後援会等に対する贈与)</p> <p>70-1-2 公立の学校等の国又は地方公共団体の設置する施設の建設又は拡張等の目的をもって設立された後援会等に対する財産の贈与であっても、その贈与財産が最終的に国又は地方公共団体に帰属し、又は帰属することが明らかな場合には、当該贈与は、措置法第70条第1項に規定する国又は地方公共団体に対する贈与に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(「相続又は遺贈により取得した財産」の範囲)</p> <p>70-1-5 . . .</p> <p>なお、相続税の申告書の提出期限後において、相続税法第3条第1項第2号の規定の適用がある退職手当金等(以下70-1-5において「退職手当金等」という。)の支給の確定があった場合におけるその支給の確定により取得した退職手当金等については、措置法第70条第1項中「第4条第1項又は第2項」とあるのは「第3条第1項第2号」と、「同法第31条第2項の規定による申告書」とあるのは「国税通則法第18条第2項に規定する期限後申告書又は同法第19条第3項に規定する修正申告書」として措置法第70条第1項又は第10項の規定を適用することとして取り扱うこととする。</p> <p>(相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない価額)</p> <p>70-1-7 70-1-6((相続財産たる家屋の火災保険金等)の(1)のイからトまでに掲げる財産の贈与について措置法第70条第1項又は第10項の規定を適用する場合には、<u>これらの</u>規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない価額は、当該贈与財産に係る従前の財産(相続又は遺贈により取得した財産をいい、当該贈与財産が当該贈与財産に係る従前の財産の一部であると認められる場合には、その従前の財産のうち当該贈与財産に対応する部分)の価額によるのであるから留意する。</p> <p>(負担が不当に減少する結果となると認められない場合)</p> <p>70-1-11 贈与により財産を取得した措置法第70条第1項に規定する公益社団法人若しくは公益社団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人又は同条第10項に規定する認定特定非営利活動法人が、相続税法施行令第33条第3項各号((人格のない社団又は財団等に課される贈与税等の額の計算の方法等))に掲げる要件を満たすときは、措置法第70条第1項に規定する「負担が不当に減少する結果となると認められる場合」に該当しないものとして取り扱う。</p>	<p>〔措置法第70条第1項(国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等)関係〕</p> <p>(後援会等に対する贈与)</p> <p>70-1-2 公立の学校等国又は地方公共団体の設置する施設の建設又は拡張等の目的をもって設立された後援会等に対する財産の贈与であっても、その贈与財産が最終的に国又は地方公共団体に帰属し、又は帰属することが明らかな場合には、当該贈与は、措置法第70条第1項に規定する国又は地方公共団体に対する贈与に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(「相続又は遺贈により取得した財産」の範囲)</p> <p>70-1-5 . . .</p> <p>なお、相続税の申告書の提出期限後において、相続税法第3条第1項第2号の規定の適用がある退職手当金等(以下70-3-1までにおいて「退職手当金等」という。)の支給の確定があった場合におけるその支給の確定により取得した退職手当金等については、措置法第70条第1項中「第4条第1項又は第2項」とあるのは「第3条第1項第2号」と、「同法第31条第2項の規定による申告書」とあるのは「国税通則法第18条第2項に規定する期限後申告書又は同法第19条第3項に規定する修正申告書」として措置法第70条第1項又は第10項の規定を適用することとして取り扱うこととする。</p> <p>(相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない価額)</p> <p>70-1-7 70-1-6((相続財産たる家屋の火災保険金等)の(1)のイからトまでに掲げる財産の贈与について措置法第70条第1項又は第10項の規定を適用する場合には、<u>同項</u>の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない価額は、当該贈与財産に係る従前の財産(相続又は遺贈により取得した財産をいい、当該贈与財産が当該贈与財産に係る従前の財産の一部であると認められる場合には、その従前の財産のうち当該贈与財産に対応する部分)の価額によるのであるから留意する。</p> <p>(負担が不当に減少する結果となると認められない場合)</p> <p>70-1-11 贈与により財産を取得した措置法第70条第1項に規定する公益社団法人若しくは公益社団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は同条第10項に規定する認定特定非営利活動法人が、相続税法施行令第33条第3項各号((人格のない社団又は財団等に課される贈与税等の額の計算の方法等))に掲げる要件を満たすときは、措置法第70条第1項に規定する「負担が不当に減少する結果となると認められる」場合に該当しないものとして取り扱う。</p>

改正後	改正前
<p>(注) . . .</p> <p>(「同日までにその公益を目的とする事業の用に供しない場合若しくは供しなくなつた場合」の意義)</p> <p>70-1-14 措置法第70条第2項に規定する「同日までにその公益を目的とする事業の用に供しない場合若しくは供しなくなつた場合」には、贈与による取得財産を当該贈与の日から2年を経過した日までの間に<u>その公益を目的とする事業以外の事業の用に供した場合が含まれるものとする。</u></p> <p>[措置法第70条第3項((公益信託の信託財産として相続財産を支出した場合の相続税の非課税))関係]</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(注) . . .</p> <p>(「同日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合」の意義)</p> <p>70-1-14 措置法第70条第2項に規定する「同日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合」とは、贈与による取得財産を<u>その公益を目的とする事業の用に供した日以後贈与の日から2年を経過した日まで引き続き当該事業の用に供している場合以外の場合</u>(当該財産を当該贈与の日から2年を経過した日までの間に<u>当該公益を目的とする事業以外の事業の用に供した場合を含む。</u>)をいうものとする。</p> <p>[措置法第70条第3項((特定公益信託の信託財産として相続財産に属する金銭を支出した場合の相続税の非課税))関係]</p> <p><u>(保険金又は退職手当金等)</u></p> <p>70-3-1 措置法第70条第3項に規定する相続又は遺贈により取得した財産に属する金銭には、相続税法第3条第1項第1号又は第2号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた保険金又は退職手当金等として取得した金銭を含むものとする。</p> <p>なお、相続税の申告書の提出期限後において、退職手当金等の支給の確定があつたときにおける当該退職手当金等については、70-1-5((「相続又は遺贈により取得した財産」の範囲))の後段の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p> <p><u>(「相続又は遺贈により取得した財産に属する金銭」の範囲)</u></p> <p>70-3-2 措置法第70条第3項に規定する相続又は遺贈により取得した財産に属する金銭には、次に掲げる場合に該当して取得したそれぞれに掲げる金銭を含むものとして取り扱う。</p> <p>(1) 相続又は遺贈により取得した証券投資信託又は貸付信託の受益証券について信託期間が満了した場合において、当該満了により取得した金銭</p> <p>(2) 相続又は遺贈により取得した貸付金債権について弁済期限が到来した場合において、当該弁済により取得した金銭</p> <p>(3) 相続又は遺贈により取得した預貯金の払戻しを受けた場合において、当該払戻しを受けた金銭</p> <p><u>(相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない金銭の額)</u></p> <p>70-3-3 70-3-2((「相続又は遺贈により取得した財産に属する金銭」の範囲))に掲げる金銭の支出について措置法第70条第3項の規定を適用する場合においては、同項の規定により相続税の課税価格に算入しない金銭の額は、当該金銭に係る従前の財産(相続又は遺贈により取得した財産</p>

改正後	改正前
<p>(措置法第70条第1項の規定の取扱いの準用)</p> <p>70-3-1 70-1-5(「<u>相続又は遺贈により取得した財産</u>」の範囲)から70-1-7(相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない価額)まで、70-1-9(香典返しに代えてする贈与)及び70-1-12(相続税の非課税規定に該当しないものについて証明書の提出があった場合)の取扱いは、措置法第70条第3項の規定の適用について準用する。</p> <p>(<u>公益信託認可等を受けなければならない場合の「支出」及び「受入れ」の時期</u>)</p> <p>70-3-2 <u>公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第2条第1項第1号(定義)に規定する公益信託の信託財産とするために相続又は遺贈により取得した財産の支出をするに当たり、当該公益信託に係る公益信託認可等(同法第7条第1項(公益信託認可の申請)に規定する公益信託認可、同法第12条第1項(公益信託の変更等の認可)に規定する行政庁の認可及び同法附則第4条第1項(旧公益信託の新法の規定による公益信託への移行)に規定する移行認可をいう。以下70-3-2において同じ。)</u>を受けなければならない場合における措置法第70条第3項の支出又は同条第4項の受入れの時期は、当該公益信託認可等があった日後に受入れの効力が生ずると認められる場合を除き、当該公益信託認可等があった日となることに留意する。</p> <p>(措置法第70条第2項の規定の取扱いの準用)</p> <p>70-3-3 措置法第70条第4項に規定する公益信託の受託者が同項に規定する財産をその受入れの日から2年を経過した日までにその公益信託事務(同項に規定する公益信託事務をいう。)の用に供しているかどうかの判定については、70-1-13(「<u>公益を目的とする事業の用に供する</u>」ことの意義)及び70-1-14(「<u>同日までにその公益を目的とする事業の用に供しない場合若しくは供しなくなつた場合</u>」の意義)の取扱いを準用する。</p> <p>[措置法第70条の2の6(相続時精算課税適用者の特例)関係]</p> <p>(相続時精算課税関係通達の準用)</p> <p>70の2の6-2 相続税法基本通達19-11(相続時精算課税適用者に対する法第19条第1項の規定の適用)、21の9-2(「<u>相続時精算課税選択届出書</u>」の提出先等)、21の9-3(相続時精算課税選択届出書の提出)及び21の11の2-1(相続時精算課税に係る基礎控除の額)から21の18-2(相続人が2人以上いる場合)までについては、措置法第70条の2の6第1項に規定する贈与をし</p>	<p>をいい、当該金銭が当該金銭に係る従前の財産の一部であると認められる場合には、その従前の財産のうち当該金銭に対応する部分)の価額によるのであるから留意する。</p> <p>(措置法第70条第1項の規定の取扱いの準用)</p> <p>70-3-4 70-1-9(香典返しに代えてする贈与)及び70-1-12(相続税の非課税規定に該当しないものについて証明書の提出があった場合)の取扱いは、措置法第70条第3項の規定の適用について準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>[措置法第70条の2の6(相続時精算課税適用者の特例)関係]</p> <p>(相続時精算課税関係通達の準用)</p> <p>70の2の6-2 相続税法基本通達19-11(相続時精算課税適用者に対する法第19条第1項の規定の適用)、21の9-2(「<u>相続時精算課税選択届出書</u>」の提出先等)、21の9-3(相続時精算課税選択届出書の提出)及び21の9-5(住所又は居所を証する書類)から21の18-2(相続人が2人以上いる場合)までについては、措置法第70条の2の6第1項に規定する贈与をした者の孫が同条</p>

改正後	改正前
<p>た者の孫が同条の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p>〔措置法第70条の2の7（相続時精算課税適用者の特例）関係〕</p> <p>（相続時精算課税関係通達の準用）</p> <p>70の2の7-3 相続税法基本通達19-11（（相続時精算課税適用者に対する法第19条第1項の規定の適用）、21の9-2（（「相続時精算課税選択届出書」の提出先等）、21の9-3（（相続時精算課税選択届出書の提出）及び21の11の2-1（（相続時精算課税に係る基礎控除の額））から21の18-2（（相続人が2人以上いる場合））までについては、特例事業受贈者が措置法第70条の2の7第1項の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p>〔措置法第70条の2の8（相続時精算課税適用者の特例）関係〕</p> <p>（相続時精算課税関係通達の準用）</p> <p>70の2の8-2 相続税法基本通達19-11（（相続時精算課税適用者に対する法第19条第1項の規定の適用）、21の9-2（（「相続時精算課税選択届出書」の提出先等）、21の9-3（（相続時精算課税選択届出書の提出）及び21の11の2-1（（相続時精算課税に係る基礎控除の額））から21の18-2（（相続人が2人以上いる場合））までについては、特例経営承継受贈者が措置法第70条の2の8において準用する措置法第70条の2の7第1項の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p>〔措置法第70条の3（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）関係〕</p> <p>（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊）</p> <p>70の3-12 . . .</p> <p>（削除）</p>	<p>の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p>〔措置法第70条の2の7（相続時精算課税適用者の特例）関係〕</p> <p>（相続時精算課税関係通達の準用）</p> <p>70の2の7-3 相続税法基本通達19-11（（相続時精算課税適用者に対する法第19条第1項の規定の適用）、21の9-2（（「相続時精算課税選択届出書」の提出先等）、21の9-3（（相続時精算課税選択届出書の提出）及び21の9-5（（住所又は居所を証する書類））から21の18-2（（相続人が2人以上いる場合））までについては、特例事業受贈者が措置法第70条の2の7第1項の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p>〔措置法第70条の2の8（相続時精算課税適用者の特例）関係〕</p> <p>（相続時精算課税関係通達の準用）</p> <p>70の2の8-2 相続税法基本通達19-11（（相続時精算課税適用者に対する法第19条第1項の規定の適用）、21の9-2（（「相続時精算課税選択届出書」の提出先等）、21の9-3（（相続時精算課税選択届出書の提出）及び21の9-5（（住所又は居所を証する書類））から21の18-2（（相続人が2人以上いる場合））までについては、特例経営承継受贈者が措置法第70条の2の8において準用する措置法第70条の2の7第1項の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p>〔措置法第70条の3（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）関係〕</p> <p>（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊）</p> <p>70の3-11の2 . . .</p> <p>（令和2年1月1日前の贈与に係る贈与者の住所又は居所を証する書類）</p> <p>70の3-12 相続税法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年財令第8号。以下70の3-12において「平成31年改正省令」という。）附則第2条（（相続時精算課税選択届出書の添付書類に関する経過措置））の規定により、令和2年1月1日前の贈与に係る相続時精算課税選択届出書には、当該贈与をした者の氏名、生年月日及びその者が60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類の添付が必要とされていることに留意する。</p> <p>この場合において、措置法第70条の3第1項の規定により相続税法第21条の9の規定を準用す</p>

改正後	改正前
	<p>る場合における旧規則（平成31年改正省令第1条の規定による改正前の相続税法施行規則をいう。以下70の3-12において同じ。）第11条第1項第2号に掲げる当該贈与をした者の60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類については、当該贈与をした者に係る平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類をいうのであるから留意する。</p> <p>(注) 旧規則第11条第2項に規定する住所又は居所を証する書類についても上記と同様であることに留意する。</p>